

自動販売機を活用した防犯カメラの設置及び管理に関する覚書

狛江市（以下「甲」という。）と一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構（以下「乙」という。）は、甲が所有、管理する土地への乙による清涼飲料用の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置及び管理並びに乙が甲に提供して設置する防犯カメラの乙による管理及び保守に関して、以下の事項を確認し、覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、安全で安心なまちづくりを推進するため、自動販売機を活用した防犯カメラの設置及び管理にあたっては、以下の規定を遵守するものとする。

（自動販売機の設置）

第2条 乙は、自らが所有、管理する自動販売機を、狛江市都市公園条例（昭和50年条例第6号）に基づく使用の申請により、甲が所有、管理する公園に設置するものとする。なお、設置台数の増減等が発生する場合は、都度書面にて覚書を交わすものとする。

2. 自動販売機の設置箇所及び設置台数は、別表1のとおりとする。
3. 乙は、設置箇所における使用料を負担するものとし、当該使用料は狛江市都市公園条例によるものとする。
4. 乙は、災害対応型の自動販売機を設置するものとし、大規模災害時等に、甲が自動販売機による無償提供が必要と判断したときは、甲は、乙が設置した自動販売機のフリーバンド機能を作動させることができる。その際の費用は、乙が負担する。

（防犯カメラの設置）

第3条 甲は、自らが所有、管理する公園に乙が無償で提供する防犯カメラを設置するものとする。なお、設置に要する費用は乙の負担とし、設置台数の増減等が発生する場合は都度書面にて覚書を交わすものとする。

2. 防犯カメラの設置箇所及び設置台数は、別表2のとおりとする。

（自動販売機及び防犯カメラの管理業務）

第4条 乙は、前条により設置する防犯カメラの管理及び保守を実施するものとする。この場合において、乙は、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年条例第18号）第5条第1項第5号の規定に基づき、同条例に規定する責務を遵守するものとし、1年に2度、防犯カメラが正常に稼働しているか点検を行い、甲に報告するものとする。なお、管理及び保守に要する費用は乙の負担とする。

2. 乙は、自動販売機の管理業務として、商品の品質保持、商品・原材料及び釣銭の補充、売上金・週1回以上のゴミの回収、その他自動販売機の保全、修理、トラブル対応等を全て行い、保全、修理等のために必要な場合を除き、常時適正に作動するよう、日頃から必要なメンテナンスを行わなければならない。
3. 甲は、前項の保全に協力し、故障の発生を知ったときは、直ちに乙に連絡する。
4. 自動販売機及び防犯カメラ（以下「自動販売機等」という。）の修理及び交換に要する費用は、甲の責に帰すべきものを除き、乙の負担とする。

（公園への立入り）

第5条 甲は、乙の従業員等（乙の委託先を含む。）が自動販売機等の管理業務のために、設置箇所へ立ち入ることを認めるものとする。

（録画画像等の管理）

第6条 甲は、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第7条の規定に基づき、録画画像等を適正に管理するものとする。

第7条 甲及び乙は、本覚書の履行に伴い知り得た相手方の秘密情報（個人情報を含む。）を非公開とし、国内の法規に従い本覚書の有効期間中はもとより、本覚書の有効期間終了後も適切に取り扱うものとする。ただし、狛江市情報公開条例の規定に基づく非公開情報以外のもの及び同条例により公開決定されたものを除く。

(自動販売機の電気料金について)

第8条 乙は、甲からの請求に基づき、甲に対して自動販売機に係る電気料金を支払うものとする。

2 前項の規定に関わらず、乙が電気会社等から直接自動販売機の電気の供給を受ける場合は、乙は、当該電力会社等に対して電気料金を直接支払うものとする。

(免責)

第9条 甲は、自動販売機等から生じた事故、賠償義務等について、一切責任を負わないものとする。ただし、甲の責に帰するものについてはこの限りでない。

(覚書の有効期間)

第10条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれからも終了の通知がない限り、有効期間は更に3年間延長されるものとし、以後同様とする。

(暴力団関係者の排除)

第11条 甲は、狛江市暴力団排除条例(平成25年条例第17号)に基づき、事務事業からの暴力団排除を推進するものとする。

2 乙は、次のことを確約するものとする。

- (1) 現在、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む、以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)に、自ら及び自らの役員、社員、代理人、使用人その他の従業員が該当しないこと。
- (2) 現在、暴力団関係者による経営への関与、暴力団関係者への資金提供及び便宜供与その他暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係がなく、かつ将来にわたっても関係しないこと。

(定めのない事項等)

第12条 この覚書に定めのない事項、又はこの覚書に関し疑義が生じた事項については、都度甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和5年4月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市

狛江市長 松原 俊雄



乙 東京都豊島区池袋一丁目13番4号
一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構

代表理事 後藤 真之



別表1 (第2条)

設置箇所	位置	設置台数
前原公園	東京都狛江市西野川三丁目11番1号	1台
西河原公園	東京都狛江市元和泉二丁目38番1号	1台

別表2 (第3条)

設置箇所	位置	設置台数
野川緑地公園	東京都狛江市和泉本町二丁目2番1号	1台
供養塚児童公園	東京都狛江市駒井町三丁目3番1号	1台
駒井・上村中ひだまり公園	東京都狛江市駒井町一丁目12番1号	1台